

令和5年度 茅ヶ崎市委託型地域包括支援センターにおける 包括的支援事業の実施方針

この「令和5年度 茅ヶ崎市地域包括支援センター（以下「センター」という）における包括的支援事業の実施方針」は、社会福祉法第106条の4第2項第1号のイ及び介護保険法第115条の47に基づき、茅ヶ崎市が包括的支援事業の実施を委託する法人に対し、包括的支援事業を実施するために必要な方針を示すものである。

1 茅ヶ崎市の地域包括ケアシステムの構築方針

「第8期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の基本理念に基づいて、高齢者等の個人の尊厳を重んじ、個々の有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう地域包括ケアの充実に向けた包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指していくものとする。

2 専門職及び職位における業務の実施方針

保健師等、社会福祉士等及び主任介護支援専門員はその領域における専門性を發揮し、地域住民に対して地域包括ケアを提供するために、相互の業務理解、情報の共有、助言を行うことにより、共通の支援目標を定め、連携して対応を行う。

管理責任者は、専門職が期待される役割を果たせるように、目的や目標及び課題の共有、事業計画の策定と進行管理などを通して、必要な支援や管理を行う。

3 地域包括支援センター職員の人材育成の方針

センターを運営する法人の人材育成の仕組みに加え、「茅ヶ崎市地域包括ケア充実のための人材育成システム」を活用し、個々の専門職としての資質を高め、組織力の向上を目指した人材育成に取り組むものとする。

4 担当地区ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

センターは高齢者等のニーズや課題を日ごろの活動により把握するとともに過去において行った調査等を参考にし、担当地区内における地域特性や実情に即した課題の抽出を行い、重点的に促進すべき業務や取り組みについて市と検討・分析する。また、検討・分析した内容について、地域の関係機関や住民との情報共有を行うように努めるものとする。

5 地区における多様なネットワークの構築の方針

センターは介護事業者、医療機関、まちぢから協議会（自治会連合会を含む。）、地区社会福祉協議会、地区ボランティアセンター、民生委員児童委員協議会などの関係機関や地域住民との連携を図り、信頼関係を築くものとする。

地域との連携に際しては、センターの保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員がそれぞれに専門職としての見解から発言し、センター内及びセンター相互において理念や方針を確認した上で、チームとして地域のネットワークづくりに取り組むものとする。

6 第1号介護予防支援事業の実施方針

要支援及び事業対象者の自立支援のために介護予防と日常生活支援の効果的なケアマネジメントに包括的支援事業と一体的に取り組む。

第1号介護予防支援事業の業務の集中によって、センターにおける包括的支援事業等の実施及び推進が阻害されないよう配慮することとする。

7 介護支援専門員に対する支援の実施方針

センターは介護支援専門員が適切なケアマネジメントを行うことを支援するため、以下の項目について、専門職部会の活用、センター内及びセンター相互の職員の連携並びに「茅ヶ崎市地域包括ケア充実のための人材育成システム」の活用により取り組むものとする。

①関係機関との連携体制構築支援

センターは一般社団法人茅ヶ崎介護サービス事業者連絡協議会の介護支援専門員部会と協力し、連携に関する介護支援専門員のニーズを把握し、関係機関に関する情報提供・周知・意見交換をしやすい場の設定などを行うこととする。

また、関係機関と必要な情報を共有するためのルール作り等に取り組むものとする。

②介護支援専門員同士のネットワーク構築支援

センターは地域ケア会議や勉強会の活用、介護支援専門員部会の活動支援等により、介護支援専門員同士、主任介護支援専門員同士の連携を深めるものとする。

また、居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員と協働し、地域の介護支援専門員を支えることができるネットワークの構築を目指すものとする。

③介護支援専門員の実践力向上支援

センターは介護支援専門員に必要な知識や技術、倫理観や価値観を明らかにし、研修・事例検討会・ケアプランの振り返りなどの方法により、ケアマネジメントの実践力を高め、介護支援専門員の質の向上を目指すものとする。

④個々の介護支援専門員等へのサポート

センターは個別ケースへの対応の際には、センターの役割や立ち位置を意識し、支援チームの一員として、また支援チーム全体へのサポートなどの必要な役割を担うことで、利用者が包括的・継続的ケアマネジメントを受けることができ、地域でその人らしい生活を維持することができるようサポートする。

8 地域ケア会議の実施方針

センターは「茅ヶ崎市地域ケア会議の基本的な考え方について」に基づき、地区別地域ケア会議を年度内に2回以上開催するものとする。

また、地域ケア会議の開催にあたっては、地域ケア会議の5つの機能のうち①個別課題解決機能、②ネットワーク構築機能、③地域課題発見機能、④地域づくり・資源開発機能の4つの機能について、各機能の有機的な相互関連（相互補完）が実現できるよう、地域の実情を踏まえて既存の会議との連携や調整を図りながら実施するものとする。

また、地域ケア会議終了後は15日以内に地域ケア会議会議録兼報告書及び出席者名簿兼個人情報保護同意書を市に提出するものとする。

茅ヶ崎市地域ケア推進会議及び茅ヶ崎市自立支援型地域ケア個別会議について、協力するものとする。

9 認知症に関する取組の実施方針

認知症地域支援推進員は、他の職員及び市と連携協力し、認知症施策の推進を図るものとする。

担当地区の認知症に係る地域の実情に応じて、地域の関係者と課題を共有し、地域の関係者とともに解決に向けて取り組むものとする。

委託期間終了後、市の指定する日までに認知症に関する取組について報告書を提出するものとする。

10 茅ヶ崎市との連携方針

① 茅ヶ崎市との連携

センターはその業務の円滑な実施のために行政の関係部署との連携・協力を図り、課題解決に努めることとする。

② 茅ヶ崎市基幹型地域包括支援センターとの連携

センターは基幹型地域包括支援センターより、その業務に必要な人材育成、事業評価を通じた助言及び関係機関との調整などにおいて後方支援を受けられるものとする。

11 地域包括支援センター相互の連携方針

センターは日頃より相互に情報や支援方針などの連携を図ることにより、どの地区の住民であっても同様の支援が受けられる体制の構築を目指すこととする。

12 公正・中立性確保のための方針

センターは市の介護保険制度をはじめとする介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、特定の事業者等に対し不当に偏った活動を行うことなく、公正で中立性の高い事業運営を行うものとする。

センターはその運営費用が国・地方公共団体の公費や市民の介護保険料によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行うものとする。

13 感染防止対策の方針

センターは感染防止対策を講じ、利用者や家族に必要な支援が継続できるよう、事業を適切に実施する。

14 その他地域の実情に応じて地域包括支援センター運営協議会が必要であると判断した方針

地域包括支援センター運営協議会において各地域のセンターで実施する必要性が高いと判断された事項については、方針として掲げるものとする。